第12回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

1 開催概要

(1) 開催日時:令和2年12月21日(月)午前10時35分~午前11時40分

(2) 場 所:鹿児島県庁行政庁舎 7階7-総-1会議室

(3)出席委員:髙谷哲也鬚侩。,河内祥子髮圖髮,暢鄉,甲木真哉髮(暢鄉),小山献髮

(4) 公開・非公開の別:公開

(5) 傍聴者等: 3人(報道5社)

2 議事概要

- (1) 委員による検討
 - 〇 提言の「骨子」について検討

第1 いじめの防止等のための対策及び重大事態の発生防止策

- ・ 第1の4項,5項では、具体的な記載をした方がいいと感じており、例えば4項であれば、学級内における担任と副担任の情報共有に関することについて、今回の事案を基に検証したことを入れた方がいいのではないか
- ・ 学級内における情報共有について、特にこの事案について提言するのであれば、小・中・高の全般とはしない方がいいと思っている
- ・ 高校の場合は、校内の諸組織で教育活動を行うと思うので、その担当教員や 指導教員間の情報共有についても具体的に言及したらいいのではないか
- ・ いじめに関する認識や制度については、小学校・中学校・高校のそれぞれ段 階で、どのようにしていくべきなのかということに触れ、その上で、高校では 何をすべきという形の方がよいのではないか
- ・ 一般的な職員室の雰囲気や、いじめ問題が発生した時のいじめの組織についても、具体的な事案として入れた方がいいと考えている
- ・ 入学してから新しい環境下で子どもたちが不安定になると思うので、それを 前提とした保護者と教職員間の情報共有のあり方についても、少し踏み込んで 言及していくといいのではないか
- ・ いじめの定義や多様性の尊重というのは、生徒向けだけではなく、教員側も 当然持ってなければならない意識だが、そこが欠けてるところもあるので、こ こは両方に向けて書かなければいけない

第2 重大事態が発生した後の学校等の対応

- ・ 第三者の調査委員会を常設とするかについて、第2の1項にも第3の3項に も関する内容であるが、第3の3項の内容より大きな話でもあり、別の項を立 てるのか、整理する必要がある
- ・ 今回の事案については、御家族側と学校側の認識が離れてしまっているところが重要な問題として発生しているので、そこも扱うことが不可欠
- ・ 長期に渡って御家族に説明がなされない状態が続いており、そういったこと が起こらないようにするための提言には触れる必要がある
- ・ 調査がスムーズにスタートしなかったところがあるので、そこは触れざるを えないのではないかと思っている。また、基本調査、詳細調査、再調査が積み 重なっていく過程で、どのように御家族と連携し、あるいは御説明してきたの かというところも、具体的に触れ、課題があれば言及する必要がある

- ・ 今回のような自死事案があれば、対応についてシミュレーションしていたとしても難しいところがあり、それが今回、基本調査も詳細調査も保護者との対応もうまく調整ができなかったところに繋がっていると思うので、その調整ができるような県全体の仕組みを見直していく必要がある
- ・ 基本調査は学校が主体だが、そこでいじめの有無やいじめと自死の関係についての判断をしてしまうと、御家族と寄り添いにくくなると思う
- ・ 学校や教育委員会は、あくまで教育の専門家であり事実認定の専門家ではないので、学校は情報の収集を行い、判断は教育委員会や調査委員会がするという立場を明確にして、そのことを御家族にも説明していくことによって、寄り添うという形に近づくことができると思う
- ・ 基本調査で集められた出席・欠席状況や親しい友人に聞いた情報を、御家族 に伝えることが学校の本来の役割。そこで、基本調査ではここまでしかわから ないので、これ以上調べるのであれば詳細調査になるということ、その中で他 の生徒に自死のことを伝えていいかなど話を進めながら情報を伝えておけば、 納得がいかないということにならないと思っている

第3 いじめ調査員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方

- ・ 今回の事案では、重大事態が発生した時の対応、特に調査のあり方に関して、 基本調査から詳細調査に移るタイミングが遅く、文科省の指針で定められてい る調査の位置付けと現状の運用が違ったのではないかと感じている
- ・ 詳細調査に移行しにくい理由として、詳細調査になった時点で大ごとになってしまうからこそ移りづらくなる、それは、教育委員会や学校もそうだが、御家族としても、今回のように遺書がないような事案において、詳細調査への移行について言いにくい部分もあると思う。そのときに、常設の委員会にして詳細調査に移りやすくする、移ることがそんなに希ではないような形にする方が、結果的に文科省の指針にそった調査ができ、御家族との関係性ができないという事態を避けられるのではないか
- ・ 職能団体に推薦された委員による中立・公正な常設の委員会を設置し、保護者も学校側も、その詳細調査の中で事実認定をしてもらう方が望ましいのではないか
- ・ 委員の構成については、事実認定がかなり大変な作業になるので、弁護士は 2名いた方がいい。その弁護士についても、鹿児島県弁護士会推薦の委員と、 より専門的ないじめの事案を多く見ている日本弁護士連合会の委員が入るよう な形で、中立・公正さを担保することが望ましいのではないか
- ・ 調査の結果に対して疑義が生じたときの対応も、非常に重要な問題ではないかと考えており、それが陥りがちな問題だとすれば、そうならないための提言も、重要な観点として述べていかないと、今回の事例に学んだことにならないのではないか
- 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態の御家族と代理人が意見陳述

(2) その他

○ 次回検討会については、日程調整を踏まえ改めて連絡することを確認

(以上)